

事務局説明資料

2022年2月3日

SSBJ設立準備委員会 事務局

- ❖ 本資料は、サステナビリティ開示基準に関する動向について、主に以下の概要をお示しし、今後の議論の方向性についてご意見をいただくことを目的としている。
 - ▶ I. 組織－ISSB及びSSBJの概要
 - ▶ II. 基準－IFRS財団の技術的準備ワーキング・グループ（TRWG）のプロトタイプの概要

- ❖ 本日もご意見をいただきたい事項
 - ▶ プロトタイプの提案の内容について明確化が必要な事項
 - ▶ プロトタイプの提案が導入された場合の具体的な懸念事項
 - ▶ 本委員会にて、今後重点的に議論すべき事項

I. 組織

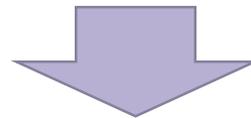
サステナビリティに関連する財務情報の開示が必要とされる理由

企業価値に影響を与える可能性がある情報を、財務諸表の補足情報として提供することで、投資家等の資本市場参加者の投資判断に資するため

その一方で・・・

開示基準やフレームワーク等の問題点

- ❖ サステナビリティ開示に関する基準やフレームワーク等を開発する設定主体が乱立（アルファベット・スープ）
- ❖ 設定主体は、自らの主要な利用者のニーズを踏まえた基準等を開発するため、設定主体間で用語や開示項目の調整が行われず、基準間の異同が明確に識別できない複数の基準が混在



開示の一貫性や比較可能性を担保できず、資本市場の混乱を招く可能性

ISSB設立の背景(2)

サステナビリティ開示基準、フレームワーク等を開発する主要な設定主体

	TCFD	IIRC	SASB	CDSB	GRI
組織名称	Task Force on Climate-related Financial Disclosures	International Integrated Reporting Council	Sustainability Accounting Standards Board	Climate Disclosure Standards Board	Global Reporting Initiative
組織	金融安定理事会のタスクフォース	民間の非営利組織	民間の非営利組織	民間の国際的なコンソーシアム	NGO団体
本部所在地	ニューヨーク	ロンドン	サンフランシスコ	ロンドン	アムステルダム
開示基準、フレームワーク	TCFD提言	国際統合報告フレームワーク	SASBスタンダード	CDSBフレームワーク	GRIスタンダード
公表年	2017年	2013年	2018年	2015年	2000年
対象とする利用者	投資家等	投資家等	投資家等	投資家等	マルチステークホルダー
特徴	原則主義	原則主義	細則主義	原則主義	細則主義

ISSB設立の背景(3) 5団体の動向①

サステナビリティ開示基準等の主要な設定主体である、IIRC、SASB、CDSB、CDP*、GRIの5団体（Group of 5）による協調への動き

- ❖ **2020年 9月**：「包括的な企業報告に向けて（Towards Comprehensive Corporate Reporting）」を公表し、サステナビリティ報告における現状の課題と利害関係者からの要望を踏まえ、企業報告においてどのような開示が必要とされるのかにつき、ビジョンを共有しながら協力していくことを表明
- ❖ **2020年12月**：「企業価値に関する報告－気候関連財務開示基準のプロトタイプ¹の例示（Reporting on enterprise value: Illustrated with a prototype climate-related financial disclosure standard）」を公表
 - ▶ 企業報告を「包括的な企業報告システム」とし、次頁の3分類に整理
 - ▶ サステナビリティ関連財務開示基準及び表示基準のプロトタイプ（基準の試作品）を公表

* CDP（旧「カーボン・ディスクロージャー・プロジェクト（Carbon Disclosure Project）」）は、企業が気候変動、水、森林に与える影響に関する情報を、企業から質問票を通じて収集し、評価する団体。

ISSB設立の背景(3) 5団体の動向②

①サステナビリティ報告

人、環境及び経済に対する重要な（significant）有利又は不利な影響（impacts）を反映した、すべてのサステナビリティ事項に関する報告。異なる目的を有し、持続可能な発展に対する企業の有利及び不利な影響を理解したい、さまざまな利用者向け（マルチステークホルダー）

②サステナビリティ関連財務開示

企業価値を創出又は棄損するサステナビリティ事項に関する報告
企業価値を理解することに特定の関心がある利用者向け

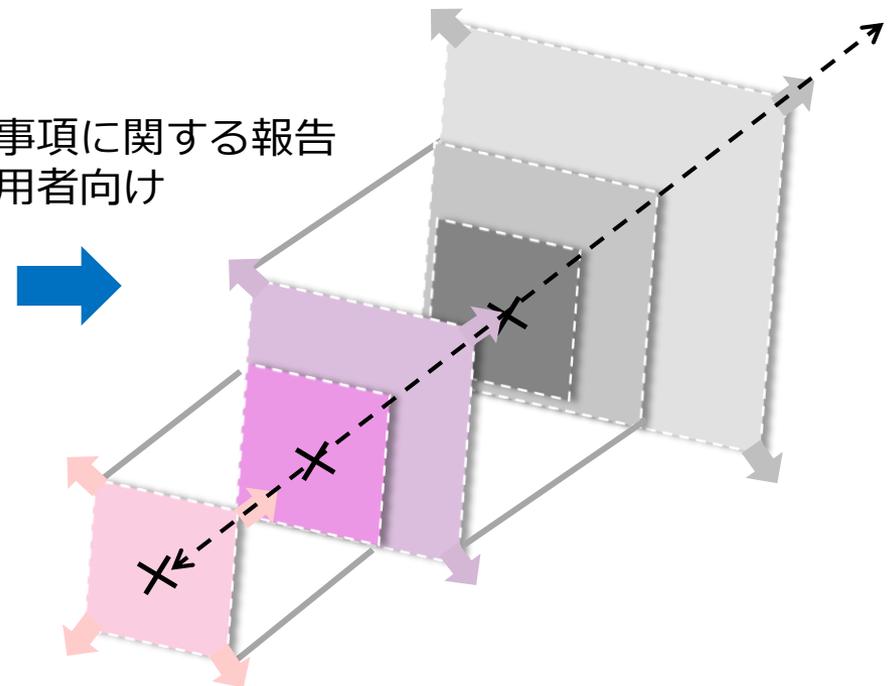
③財務会計及び開示

財務諸表において認識され、既に金額表示されているものの報告

×

← フィルター

← フィルター



包括的な企業報告

②及び③をあわせて「**企業価値報告（enterprise value reporting）**」と呼ぶ

（出典） Reporting on enterprise value: Illustrated with a prototype climate-related financial disclosure standard）（2020年12月公表）

ISSBの設立の背景(4) 欧州の動向①

欧州におけるサステナビリティ開示基準の動向

- ❖ **現行規定**：非財務報告指令（NFRD）にて、非財務情報（環境、社会、雇用、人権の尊重、汚職・贈収賄の防止等）を、comply or explainベースで開示することを義務付け（2014年公表、2018年より施行）
- ❖ **改正案**：2021年4月、欧州委員会（EC）は、非財務報告指令（NFRD）の改正案として、企業サステナビリティ報告指令（CSRD）案を公表。詳細な基準は、欧州財務報告諮問グループ（EFRAG）が開発中



*欧州議会は2021年11月に、CSRD案の修正及び基準の採択やCSRD国内法制化の1年延期を提案するドラフト・レポートを公開。（CSRDの国内法制化を2023年12月に延期）

（出典）CSRD案、EFRAG最終報告書（2021年3月公表）及びステータスレポート（2021年11月公表）

ISSBの設立の背景(4) 欧州の動向②

CSRD案の概要

- ❖ **対象企業の拡大**：従来の「年間従業員数500人以上の上場企業等」から、①大企業*¹と②上場企業（中小企業を含み、零細企業は除く）へ
- ❖ **詳細な開示要件の導入**：気候変動のみならず、サステナビリティ事項全般が開示対象
- ❖ **第三者保証の導入**：当初は限定的保証を要求し、保証水準を徐々に厳格化する段階的アプローチを提案

欧州サステナビリティ報告基準の方向性（EFRAG報告書(2021年3月及び11月公表)）

- ❖ **報告目的**：ダブル・マテリアリティの概念をベースとした目的を提示
 - ▶ ①報告企業がさまざまなステークホルダー（環境を含む）に与える重要性のあるサステナビリティの影響及び②報告企業自身の価値創出のために重要性のあるサステナビリティのリスクと機会について、比較可能で信頼性のある情報を提供する
 - ▶ サステナビリティ報告の利用者が、報告企業のサステナビリティに関する目的、立場及びパフォーマンスを理解し、意思決定の参考にすることができる情報を提供する
- ❖ **基準の構造**：3原則(rules of three)に基づき、レイヤー、報告領域及び報告テーマを規定

3つのレイヤー	3つの報告領域	3つの報告テーマ
1. セクター共通	1. 戦略	1. 環境
2. セクター別	2. 実行	2. 社会
3. 企業固有	3. パフォーマンス指標	3. ガバナンス+* ²

*1: 「大企業」は「従業員250人以上、純資産2000万ユーロ、純売上高4000万ユーロのうち2つを満たすもの」

*2: 以下のトピックを含む：(a) ガバナンス、リスク管理及び内部統制；(b) 責任ある事業慣行；(c) 製品及びサービス、イノベーション、経営管理者およびビジネスパートナーとの関係の品質

(出典) CSRD案、EFRAG最終報告書（2021年3月公表）及びステータスレポート（2021年11月公表）

International **Sustainability** Standards Board (ISSB) 国際サステナビリティ基準審議会

目的

投資家及び他の資本市場参加者の十分な情報に基づく意思決定を支援するため、企業のサステナビリティに関連するリスク及び機会に関する情報を提供する、開示基準の包括的なグローバル・ベースラインを提供すること



企業に以下の情報の開示を促す、基準の開発をめざす

1. 投資家等のニーズ	2. サステナビリティ 関連情報	3. リスク及び機会	4. グローバル・ ベースライン
企業価値に影響を与える可能性のある情報	最初は気候関連開示	TCFD等の既存の開示項目をベース	各法域が定める基準との両立が可能な、ベースラインとなる開示情報

ISSBの設立の経緯と我が国の対応(1)

年月	IFRS財団の動向	我が国の対応
2020年 9月から 12月	サステナビリティ開示のグローバルな一貫性及び比較可能性に対する改善要望の高まりと緊急性を踏まえ、IFRS財団がサステナビリティ開示の領域においても役割を果たすこと等へのニーズを確認するため、市中協議を実施 (コメント期限：2020年12月31日)	2020年11月に、IFRS対応方針協議会*名にて、コメント・レターを提出 ❖ 会計基準の開発に関するリソースに影響を与えないことを前提として、提案を支持
2021年 3月	市中協議においてサステナビリティ開示に関するIFRS財団への幅広い支持が確認できたことを踏まえ、サステナビリティ開示基準に関する戦略的方向性を公表。また、ISSB設立に向けTRWG（後述15頁参照）を含むワーキング・グループの設置を公表	—

*IFRS対応方針協議会は、9つの団体（一般社団法人日本経済団体連合会、日本公認会計士協会、株式会社日本取引所グループ/株式会社東京証券取引所、公益社団法人日本証券アナリスト協会、企業会計基準委員会、公益財団法人財務会計基準機構、金融庁、経済産業省、法務省）から構成されている。本コメント・レターの意見集約にあたっては、さらに7つの団体（年金積立金管理運用独立行政法人、一般社団法人全国銀行協会、日本証券業協会、一般社団法人生命保険協会、一般社団法人日本損害保険協会、一般社団法人日本投資顧問業協会、環境省）がオブザーバーとして参加した。

ISSBの設立の経緯と我が国の対応(2)

年月	IFRS財団の動向	我が国の対応
2021年 4月から 8月	上記市中協議の結果を踏まえ、ISSBの設立を可能にする、IFRS財団の定款修正案に関する市中協議を実施 (コメント期限：2021年7月29日)	2021年7月に、IFRS対応方針協議会名にて、コメント・レターを提出 ❖ 提案骨子を支持した上で、公正で透明なプロセスの下でのメンバー選定や資金調達手段の決定を要望
	IFRS財団が、カナダよりISSBの本拠地の誘致や資金等の提供を行う旨のレターを受け取ったことを踏まえ、他国からも類似の支援の表明を歓迎する旨を公表 (レター期限：2021年8月31日)	2021年8月に、IFRS対応方針協議会名にて、レターを提出 ❖ IASB同様、ISSBに対しても資金拠出、人的及び技術的貢献を行う ❖ IFRS財団アジア・オセアニア(AO) オフィスの活用を提案
10月	ISSB設置の前提条件である主要な要件の充足状況、市中協議やアウトリーチの結果等を踏まえ、ISSBの設置を最終決定	—
11月	ISSBを設立することをCOP26*において表明	金融担当大臣名でAOオフィスの活用を要望するレターを送付
12月	ISSB初代議長の選任を公表	—

*国連気候変動枠組条約第26回締約国会議

ISSBの概要(1)

	国際会計基準審議会 (IASB)	国際サステナビリティ基準審議会 (ISSB)
基準	IFRS会計基準	IFRSサステナビリティ開示基準
所在地	ロンドン	本拠地：フランクフルト 拠点：モントリオール、サンフランシスコ、ロンドン等の予定 アジアは協議中
議長 副議長	議長：1名 (Andreas Barckow氏) 副議長：2名まで (Sue Lloyd氏) *	議長：1名 (Emmanuel Faber氏) 副議長：2名まで (Sue Lloyd氏) *
ボード メン バー	14名 ◆ アジア・オセアニア枠：4名 ◆ 米州枠：4名 ◆ 欧州枠：4名 ◆ アフリカ枠：1名 ◆ At large 枠：1名	14名 ◆ アジア・オセアニア枠：3名 ◆ 米州枠：3名 ◆ 欧州枠：3名 ◆ アフリカ枠：1名 ◆ At large 枠：4名 (地域的アンバランスを生じさせないことを条件に任意の地域から選任される最大人数)

*Sue Lloyd氏は2022年2月末までIASBの副議長を務め、3月からISSBの副議長を務める予定。また、ISSB議長の特別顧問 (Special Advisor to the ISSB Chair) として、Janine Guillot氏が任命された (任期は2月1日から)。同氏は、Value Reporting Foundation (VRF) の現CEO。

(出典) IFRS財団定款 (2021年11月公表) 及びIFRS財団ホームページより当委員会事務局作成

ISSBの概要(2)

	IASB	ISSB
非常勤	3名まで 議長も副議長も常勤のみ	少数 議長は非常勤可能、副議長は常勤のみ
議決要件	公開草案又はIFRS会計基準の公表には、8名（総員13名以下の場合）又は9名（総員14名の場合）の承認が必要	<ul style="list-style-type: none"> ◆ ボードメンバーが7名までの暫定措置 <ul style="list-style-type: none"> 議長及び副議長は、ボードメンバーと協議の上、以下に関する公開草案を公表することができる。 <ul style="list-style-type: none"> ▶ ISSBの作業計画案 ▶ 気候関連開示基準 ▶ 表示基準（全般的要求事項） ◆ 上記以外 <ul style="list-style-type: none"> 公開草案、IFRSサステナビリティ開示基準の公表には、その時点の総員の単純過半数に1名を加えた承認が必要

Technical Readiness Working Group (TRWG) 技術的準備ワーキング・グループ

目的

- ❖ ISSBが設立後すぐに具体的なサステナビリティ開示基準案の検討を開始できるよう、技術的な提言を行うこと
- ❖ サステナビリティ開示基準の国際的な一貫性を促進するための調整作業を求める証券監督者国際機構 (IOSCO) の要請に応えること

メンバー*

議長	メンバー	オブザーバー
Michel Madelain IFRS財団評議員 (フランス)	TCFD、 VRF (IIRC/SASB)、 CDSB、WEF、IASB	IOSCO、IPSASB

*2021年6月、IIRC (国際統合報告評議会) とSASB (サステナビリティ会計基準審議会) は、合併を完了し、Value Reporting Foundation (価値報告財団; VRF) を設立した。

WEF : World Economic Forum (世界経済フォーラム)

IOSCO : International Organization of Securities Commissions (証券監督者国際機構)

IPSASB : International Public Sector Accounting Standards Board (国際公会計基準審議会)

	項目	概要
完了	1 全般的要求事項のプロトタイプ	ISSBが将来検討するサステナビリティ開示に関する全般的な要求事項案をISSBに提供するため、5団体の提案*を改良
	2 気候関連開示のプロトタイプ	ISSBが将来検討する気候関連開示基準案をISSBに提供するため、5団体の提案*を改良
対応中	3 概念のガイドライン	ISSBの初期の基準設定活動を支援するため、マテリアリティ等の概念に関するガイドラインを提供
	4 基準の構造（アーキテクチャ）	基準の構造（表示基準、テーマ別基準、業種別基準）や要求事項の構成に関する提言を行う
	5 基準設定のアジェンダを決定するための情報	ISSBの初期の技術的作業計画、リサーチ計画、アジェンダ協議に関する提言を行う
	6 デュー・プロセスの特徴	ISSBの移行時及び安定時のデュー・プロセスにおける検討事項を提供
	7 デジタル化戦略	ISSBの活動当初からのデジタル化戦略を提供
	8 コネクティビティ	IASBとISSBの間のコネクティビティを検討

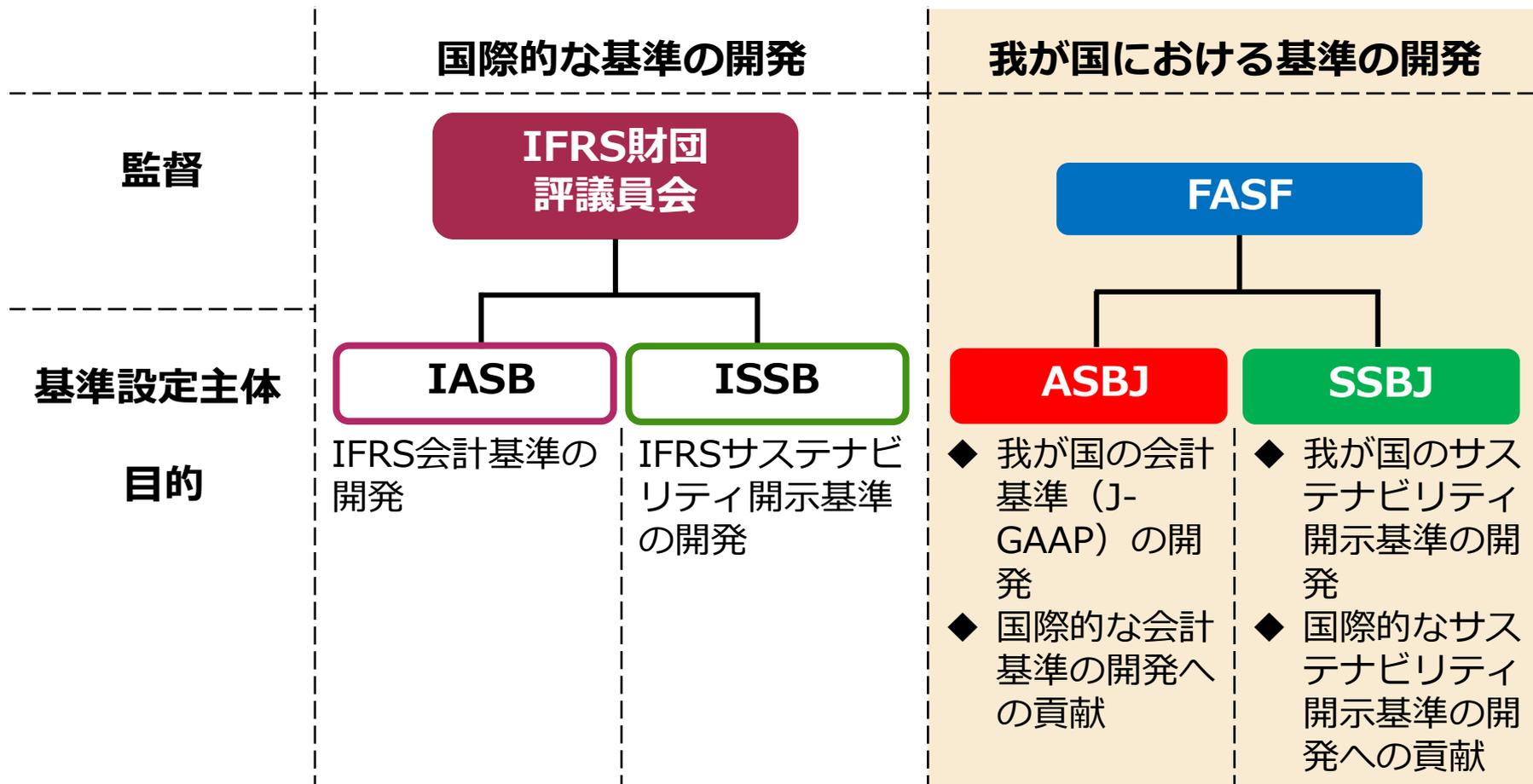
* CDP、CDSB、GRI、IIRC、SASB（IIRC及びSASBは価値報告財団（VRF）に統合）がTCFD提言に基づき開発した提案。6頁及び7頁参照。

主要なサステナビリティ基準設定主体の動向

	2020		2021				2022	
	3Q	4Q	1Q	2Q	3Q	4Q	1Q	2Q以降
IFRS 財団			TRWG 組成	気候関連開示基準は、TCFD提言を基礎とした、5団体のプロトタイプを改良		11月：ISSB設立 ・プロトタイプ公表 ・TRWGのプロトタイプに基づき、基準案を開発	公開草案 公表予定	基準最終化 予定
IIRC			TRWG に参画	6月：IIRCとSASBが合併し、価値報告財団 (VRF)に		VRFとCDSBが、2022年6月までにIFRS財団に統合することを公表		
SASB	協力していくことを表明	プロトタイプを公表						
CDSB								
TCFD								
GRI					EUのサステナビリティ基準の開発に参画			

IFRS財団とFASFの関係

2001年7月、IFRS財団のカウンターパートとして財務会計基準機構（FASF）を設立し、企業会計基準委員会（ASBJ）を設置。2021年12月、サステナビリティ開示基準の体制整備に対する資本市場からの要望等を踏まえ、SSBJ設置を決議



SSBJとSSBJ設立準備委員会の関係

	SSBJ設立準備委員会 SSBJ Preparation Committee	サステナビリティ基準委員会 (SSBJ) Sustainability Standards Board of Japan
時期	2022年1月1日	2022年7月1日
目的	SSBJが設立されるまでの間の、国際的なサステナビリティ開示基準の開発への貢献	1. 国内のサステナビリティ開示基準の開発 2. 国際的なサステナビリティ開示基準の開発への貢献
議長	1名	1名
委員	15名以内	15名以内
常勤	(定めなし)	8名以内
備考	FASF定款第65条の2に定める「その他の委員会」の1つとして設置	ASBJと並ぶ姉妹組織として設置予定

今後の予定

	2021年	2022年（予定）		
	4Q	1Q	2Q	3Q以降
IFRS 財団	ISSB設立 ISSB議長の選任	ISSB副議長及び 他のメンバーの選任 拠点の確定 公開草案の公表 ◆ 表示基準 ◆ 気候関連開示基準 ◆ アジェンダ協議	基準の最終化？	
FASF	SSBJ設立を決議 SSBJ設立準備委員会 設置を決議 SSBJ設立準備委員会 委員長及び委員の選任	SSBJ設立準備委員会 の設置、審議開始	SSBJ委員長及び委員 の選任	SSBJ設置 審議開始

Ⅱ. 基準

2021年11月にIFRS財団から公表された、「Climate-related Disclosure Prototype」「General Requirements for Disclosure Of Sustainability-related Financial Information Prototype」「Summary of the Technical Readiness Working Group's Programme of Work」をSSBJ設立準備委員会事務局が仮訳し、以下資料に反映しています。



- ❖ 基準は、全般的要求事項、テーマ別要求事項及び産業別要求事項により構成
- ❖ 全般的要求事項に最低限の要求事項が含まれており、テーマ別要求事項がないテーマについては、全般的要求事項に定める開示を要求
- ❖ テーマ別要求事項のうち最初に開発するのが気候関連開示の要求事項
- ❖ 産業別要求事項は11セクター・68産業について設定
 - ▶ 基本的にSASB（サステナビリティ会計基準審議会）の産業別分類を踏襲
- ❖ 要求事項は、ガバナンス、戦略、リスク管理並びに指標及び目標の観点から設定

全般的要求事項とテーマ別要求事項の関係

全般的要求事項

テーマ別要求事項

- ① 開示の基本事項を定める部分 ② テンプレートとなる共通部分

	目的 範囲	目的 範囲
概念		
	ガバナンス 戦略 リスク管理 指標及び目標	ガバナンス 戦略 リスク管理 指標及び目標
比較情報 報告頻度 報告媒体 関連する財務諸表の識別 財務データ及び仮定の使用 適正な表示 見積りの根拠及び不確実性の結果 誤謬 準拠表明		
	発効日	発効日

企業のオペレーションに重要な (Significant) 事項に焦点を当てた情報を開示。

テーマ別基準では、テーマに沿った具体的な開示を要求。

全般的要求事項のプロトタイプの概要(1)

ガバナンス	戦略
<ul style="list-style-type: none">❖ サステナビリティ関連のリスク及び機会を監督する機関の名称及び責任、スキル及びコンピテンシーを確保する方法❖ 監督機関が情報を得るプロセス及び頻度❖ 監督機関がサステナビリティ関連のリスク及び機会を考慮する方法❖ 監督機関が目標の設定を監督し、その進捗をモニタリングする方法❖ サステナビリティ関連のリスク及び機会の評価並びに管理における経営者の役割	<ul style="list-style-type: none">❖ 重要な (significant) サステナビリティ関連のリスク及び機会、それらがビジネスモデルや経営者の戦略及び意思決定に及ぼす影響❖ 重要な (significant) サステナビリティ関連のリスク及び機会が企業の財政状態、業績及びキャッシュ・フローに与える影響、並びに短期、中期及び長期にわたり予想される影響❖ 重要な (significant) サステナビリティ関連のリスクに対する企業の戦略のレジリエンス及びその分析
リスク管理	指標及び目標
<ul style="list-style-type: none">❖ サステナビリティ関連のリスクを識別し、その重要性 (significance) を評価するプロセス❖ サステナビリティ関連のリスクごとのモニタリング、管理及び軽減に関する方法❖ サステナビリティ関連のリスクの識別、評価及び管理プロセスと企業の総合的なリスク管理プロセスとの統合状況	<ul style="list-style-type: none">❖ 産業横断的指標、産業に基づく指標及び活動指標❖ 目標、進捗測定のための業績指標

全般的な要求事項のプロトタイプ概要(2)

重要性 Materiality	<ul style="list-style-type: none">❖ 情報を省略、誤表示、覆い隠したときに、一般目的財務報告の主要な利用者が当該報告書に基づいて行う意思決定に影響を与えることが合理的に予想される場合には、重要性がある❖ 重要性がある情報には次の情報が含まれるが、これらに限定されない<ul style="list-style-type: none">▶ 社会及び環境に対する企業の影響（それらの影響が企業の将来キャッシュ・フローに影響を与えることが合理的に予想される場合）▶ 企業の将来のキャッシュ・フローに影響を与える可能性は低いが潜在的な影響は大きいと考えられる事象
報告企業の境界	<ul style="list-style-type: none">❖ 報告企業の境界は、財務諸表とサステナビリティ関連財務開示で同じ
コネクティビティ	<ul style="list-style-type: none">❖ 利用者が、サステナビリティ関連財務開示と一般目的財務報告の他の情報との間に適用される可能性のある結合性（connections）、依存性及びトレードオフを理解できるように提供する
比較情報	<ul style="list-style-type: none">❖ 次についての比較情報を開示する<ul style="list-style-type: none">▶ すべての金額（指標を含む）▶ 記述情報及び説明情報（当期の開示の理解に目的適合性がある場合）❖ 更新された見積りを反映した比較情報を開示する
報告頻度	<ul style="list-style-type: none">❖ 少なくとも12ヶ月ごとに、財務諸表と同時に報告する

全般的要求事項のプロトタイプの概要(3)

報告媒体	<ul style="list-style-type: none"> ❖ 一般目的財務報告の一部として開示する ❖ 利用者が利用可能な別の報告書と同じ条件で、財務諸表と同時に、相互参照によって組み込むことができる ❖ 他の報告書の重要性がある情報が、他の報告書との相互参照により一般目的財務報告書に含まれる場合、その情報は一般目的財務報告書の一部となる
関連する財務諸表の識別	<ul style="list-style-type: none"> ❖ サステナビリティ開示に関連する財務諸表を識別する ❖ 関連する財務諸表がIFRS会計基準に準拠して作成されていない場合、その作成根拠を開示する
財務データ・仮定の利用	<ul style="list-style-type: none"> ❖ サステナビリティ関連財務開示に財務データ及び仮定が含まれる場合、財務諸表に含まれる対応する財務データ及び仮定との整合性が求められる
適正な表示	<ul style="list-style-type: none"> ❖ 企業がさらされているサステナビリティ関連のリスク及び機会を適正に表示する ❖ 適用される特定のIFRSサステナビリティ開示基準がない場合、経営者は自らの判断で、目的適合性、忠実な表現及び中立性を満たす情報を開示する（次頁参照）
見積り及び結果の不確実性の発生要因	<ul style="list-style-type: none"> ❖ 開示した指標のうち、見積りの不確実性が重要（significant）であるものを識別し、見積りの不確実性の発生要因及び内容並びに不確実性に影響を与える要因を開示する ❖ 将来起こりうる事象に関する情報の重要性の判断にあたり以下を考慮する <ul style="list-style-type: none"> ▶ 長期を含む企業の将来キャッシュ・フローの値、時期及び確実性に対する事象の潜在的影響（考えられる結果） ▶ 考えられる結果の全範囲及びその範囲内での考えられる結果の可能性

サステナビリティに関する事項について、適用される特定のIFRSサステナビリティ開示基準が存在しない場合、以下を検討し、開示を行う

IFRS会計基準におけるIAS第8号「会計方針、会計上の見積りの変更及び誤謬」第10項-第12項（次スライド参照）と類似

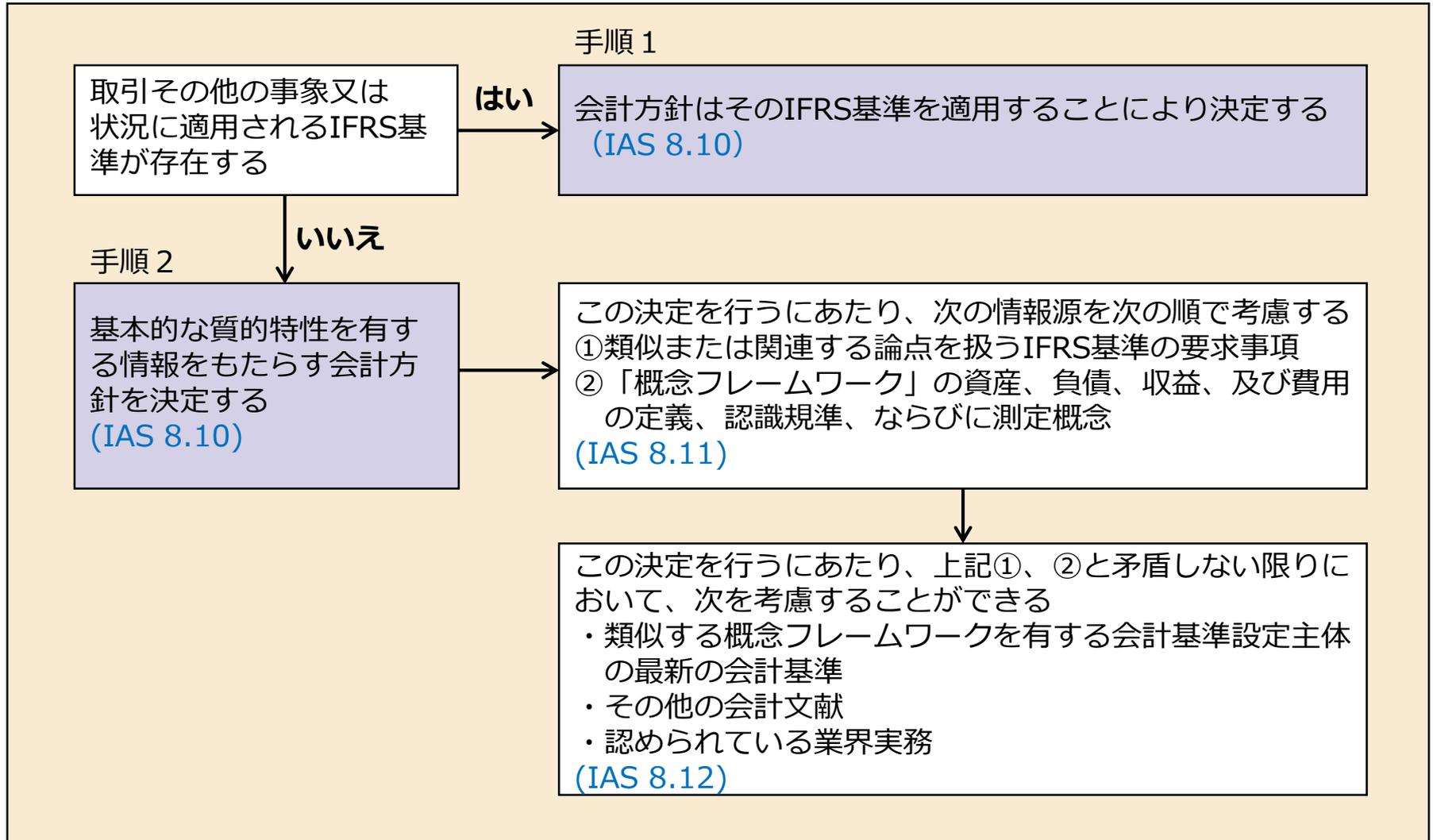
開示情報の質的特性等の判断

- ❖ サステナビリティ関連財務開示の目的を満たす情報か
- ❖ 次の質的特性を満たすか
 - ▶ 利用者の意思決定のニーズへの目的適合性
 - ▶ 企業のサステナビリティ関連のリスク及び機会の忠実な表現
 - ▶ 中立性

基準のヒエラルキー

- ❖ 上記判断を行うにあたり、次の根拠資料を上から順に参照し、その適用可能性を検討する
 - ▶ 全般的要求事項のIFRSサステナビリティ開示基準
 - ▶ 類似及び関連するリスク及び機会に関するIFRSサステナビリティ開示基準の要求事項
- ❖ さらに、他の基準設定主体の直近の基準書等の文書、及び一般に認められている業界実務慣行も、上記の根拠資料に反しない範囲において考慮することができる

(参考) IFRS会計基準のGAAPヒエラルキー



気候関連開示のプロトタイプの概要

ガバナンス	戦略
<ul style="list-style-type: none"> ❖ 気候関連のリスク及び機会を監督する機関の名称及び責任、そのスキル及びコンピテンシーを確保する方法 ❖ 監督機関が情報を得るプロセス及び頻度 ❖ 監督機関が気候関連のリスク及び機会を考慮する方法 ❖ 監督機関が目標の設定を監督し、その進捗をモニタリングする方法 ❖ 監督機関が経営者を監督し進捗をモニタリングする方法 ❖ 気候関連のリスク及び機会の評価及び管理における経営者の役割 	<ul style="list-style-type: none"> ❖ 重要な (significant) 気候関連のリスク及び機会、それらがビジネスモデルや経営者の戦略及び意思決定に及ぼす影響 ❖ 重要な (significant) 気候関連のリスク及び機会が企業の財政状態、業績及びキャッシュ・フローに与える影響、並びに短期、中期及び長期にわたり予想される影響 ❖ 重要な (significant) 気候関連のリスクに対する企業の戦略のレジリエンス及びその分析
リスク管理	指標及び目標
<ul style="list-style-type: none"> ❖ 気候関連のリスクを識別し、その重要性 (significance) を評価するプロセス ❖ 気候関連のリスクごとのモニタリング、管理及び軽減に関する方法 ❖ 気候関連のリスクの識別、評価及び管理プロセスと企業の総合的なリスク管理プロセスとの統合状況 	<ul style="list-style-type: none"> ❖ 指標 (産業横断的指標・産業に基づく指標・活動指標) スコープ1,2,3の総排出量及び原単位、移行リスク・物理的リスク・機会に関連する資産等の金額又は割合、投資金額、内部炭素価格、役員報酬 ❖ 目標 (経営者が設定した目標・進捗測定のための業績指標) 目標設定の目的、絶対値か原単位か、科学的根拠の有無、第三者認証の有無、アプローチ、目標適用期間、測定基準年、マイルストーン又は中間目標、進捗評価指標

産業別要求事項の概要(1)

- ❖ 米国の産業構造を反映したSASBスタンダード（11セクター・77産業）に基づく産業の分類、定義、指標等を示す、気候関連開示の技術的プロトコルが公表された
- ❖ 日本の証券コード協議会が定める分類（10の大分類・33の中分類）と整合していない
- ❖ 企業が複数の産業にまたがる事業を営む場合の開示方法は現時点で不明

産業別要求事項		日本の業種別分類（10の大分類）とのマッピング・イメージ （青：関連する可能性のある業種）				
11セクター		68産業				
1	消費財	(1) 衣服、装飾品及び履物 (2) 家電製造 (3) 建築用製品及び家具 (4) 電子商取引 (5) 家庭用及び個人用製品 (6) 複合型及び専門型小売及び流通	水産・農林業	鉱業	建設業	製造業
			電気・ガス業	運輸・情報通信業	商業	金融・保険業
			不動産業	サービス業		
2	採掘及び鉱物加工	(7) 石炭事業 (8) 工事用資材 (9) 鉄鋼製造業者 (10) 金属及び鉱業 (11) 石油及びガスー採鉱及び生産 (12) 石油及びガスー中間 (13) 石油及びガスー精製及びマーケティング (14) 石油及びガスーサービス	水産・農林業	鉱業	建設業	製造業
			電気・ガス業	運輸・情報通信業	商業	金融・保険業
			不動産業	サービス業		

産業別要求事項の概要(2)

産業別要求事項			日本の業種別分類（10の大分類）とのマッピング・イメージ （青：関連する可能性のある業種）			
11セクター		68産業				
3	金融	(15)資産運用及び管理業務 (16)商業銀行 (17)保険 (18)投資銀行及び仲介 (19)不動産金融	水産・農林業	鉱業	建設業	製造業
			電気・ガス業	運輸・情報通信業	商業	金融・保険業
			不動産業	サービス業		
4	食品及び飲料	(20)農産物 (21)酒類 (22)食品小売及び流通 (23)食肉、家禽及び乳製品 (24)清涼飲料 (25)加工食品 (26)飲食店	水産・農林業	鉱業	建設業	製造業
			電気・ガス業	運輸・情報通信業	商業	金融・保険業
			不動産業	サービス業		

産業別要求事項の概要(3)

産業別要求事項			日本の業種別分類（10の大分類）とのマッピング・イメージ （青：関連する可能性のある業種）			
11セクター		68産業				
5	医療	(27)医薬品小売り (28)医療提供 (29)医療品流通 (30)管理型医療 (31)医療機器及び消耗品	水産・農林業	鉱業	建設業	製造業
			電気・ガス業	運輸・情報通信業	商業	金融・保険業
			不動産業	サービス業		
6	インフラ	(32)電力事業者及び発電事業者 (33)エンジニアリング及び工事サービス (34)ガス事業者及び流通業者 (35)住宅建築業 (36)不動産 (37)不動産サービス (38)廃棄物処理 (39)水道事業及びサービス	水産・農林業	鉱業	建設業	製造業
			電気・ガス業	運輸・情報通信業	商業	金融・保険業
			不動産業	サービス業		

産業別要求事項の概要(4)

産業別要求事項			日本の業種別分類（10の大分類）とのマッピング・イメージ （青：関連する可能性のある業種）			
11セクター		68産業				
7	再生可能資源及び代替エネルギー	(40)バイオ燃料 (41)森林管理 (42)燃料電池及び産業用電池 (43)パルプ及び紙製品 (44)太陽光技術及びプロジェクト開発業者 (45)風力技術及びプロジェクト開発業者	水産・農林業	鉱業	建設業	製造業
			電気・ガス業	運輸・情報通信業	商業	金融・保険業
			不動産業	サービス業		
8	資源加工	(46)航空宇宙及び防衛 (47)化学 (48)容器及び包装 (49)電気及び電子機器 (50)工業用機械及び製品	水産・農林業	鉱業	建設業	製造業
			電気・ガス業	運輸・情報通信業	商業	金融・保険業
			不動産業	サービス業		

産業別要求事項の概要(5)

産業別要求事項			日本の業種別分類（10の大分類）とのマッピング・イメージ （青：関連する可能性のある業種）			
11セクター		68産業				
9	サービス	(51)カジノ及びゲーム (52)ホテル及び宿泊施設 (53)レジャー施設	水産・農林業	鉱業	建設業	製造業
			電気・ガス業	運輸・情報通信業	商業	金融・保険業
			不動産業	サービス業		
10	技術及び通信	(54)EMS及びODM (55)ハードウェア (56)インターネットメディア及びサービス (57)半導体 (58)ソフトウェア及びITサービス (59)通信サービス	水産・農林業	鉱業	建設業	製造業
			電気・ガス業	運輸・情報通信業	商業	金融・保険業
			不動産業	サービス業		

産業別要求事項の概要(6)

産業別要求事項		日本の業種別分類（10の大分類）とのマッピング・イメージ （青：関連する可能性のある業種）				
11セクター		68産業				
11	運輸	(60)航空貨物及びロジスティクス	水産・農林業	鉱業	建設業	製造業
		(61)航空会社				
		(62)自動車部品	電気・ガス業	運輸・情報通信業	商業	金融・保険業
(63)自動車						
		(64)レンタカー及びカーリース	不動産業	サービス業		
		(65)クルーズ会社				
		(66)海上輸送				
		(67)鉄道輸送				
		(68)道路輸送				

